訂正とお詫び

広報みなみ３月号６ページの平成20年４月からの国民年金保険料　平成20年度国民年金保険料　納付額早見表（現金納付・口座振替比較）の中で誤りがありました。
㊙６ヶ月分 保険料額…86,400円 ➡ �正６ヶ月分 保険料額…86,460円、
㊙６ヶ月前納（現金振替）・１年前納（現金振替） ➡ �正６ヶ月前納（現金納付）・１年前納（現金納付）となります。訂正してお詫びいたします。

国民健康保険税の軽減措置について

平成20年４月から後期高齢者医療制度が創設されたことにともない、今年度から国民健康保険税において下記のように新たな軽減措置が講じられることになりました。

◆後期高齢者医療制度創設時や創設後に国保加入者が後期高齢者医療制度に移行しても、同一世帯の保険税が従前と同程度となるように配慮し、次のような経過措置が行われます。

①軽減を受けている世帯において、保険税の軽減判定時に国保から移行した後期高齢者の所得及び人数も含めて軽減所得の判定を行います。（５年間）
※所得割額の算定には後期高齢者に移行した方の所得は含まれません。

②同一世帯の国保加入者が後期高齢者医療に移行することによって単身世帯となる方について、平等割を半額にします。（５年間）

◆後期高齢者医療制度創設時や創設後に被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する被保険者の被扶養者であった方のうち、65～74歳の方が新たに国保に加入された場合、申請をすることにより、その方の所得割・資産割が免除される等の軽減措置が受けられます。（２年間）

◇ 国民健康保険への加入手続きをお願いします

平成20年４月から、被用者保険の被保険者であった方が後期高齢者医療の被保険者となられた場合、その被扶養者であった方は75歳未満でも同時に被用者保険の資格を喪失することになります。

そのため、被扶養者の方は、再び被用者保険に加入する場合を除き、国民健康保険に加入することになりますので資格取得の手続きをお願いします。

（手続きに必要なもの）

- 被用者保険の資格喪失証明書または資格喪失証明書に準じる書類
  ※資格喪失証明書等の交付を受けるのに時間を要する場合はご相談下さい
- 印鑑
- 世帯にすでに国民健康保険加入者がいる場合は現在お使いの保険証

◇ 平成19年中の所得申告はお済みですか？

国民健康保険に加入されている方は、平成19年中の所得について申告が必要です。（収入がない場合でも申告をお願いします）

申告がない場合、軽減制度の適用が受けられない場合がありますので、まだお済みでない方は至急申告をしてくださいますようお願いします。

【お問い合わせ先】 美波町税務保険課　☎0884－77－3615